

下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

知って守って 下請法

～豊富な事例で実務に役立つ～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



下請法の概要

1 目的(第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託
● 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)

3 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び 禁止行為(第4条第1項、第2項)並びに調査・検査(第6条、第9条) 及び勧告(第7条)

(1) 義務

- ア 書面の交付義務(第3条)
- イ 書類作成・保存義務(第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
- エ 遅延利息の支払義務(第4条の2)

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
- エ 返品の禁止(第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止(第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第4条第2項第4号)

調査・検査(第6条、第9条)

(1)のア及びイに
違反したときは
50万円以下の罰金
(第10条)

公正取引委員会

(2)の禁止行為を
行ったときは
勧告
(第7条)

中小企業庁

当該下請取引に係る
事業の所管省庁

措置請求
(第6条)

下請法の適用対象

下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

下請法は、適用対象となる下請取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金※区分の両面から定めており、規制対象となる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※ 資本金の額又は出資の総額

取引の内容

下請法の規制対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」と大きく4つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することなどをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者品にその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のようなものがあり、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- 例：
- ・プログラム
 - ・映像や音声、音響などから構成されるもの
 - ・文字、図形、記号などから構成されるもの

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。

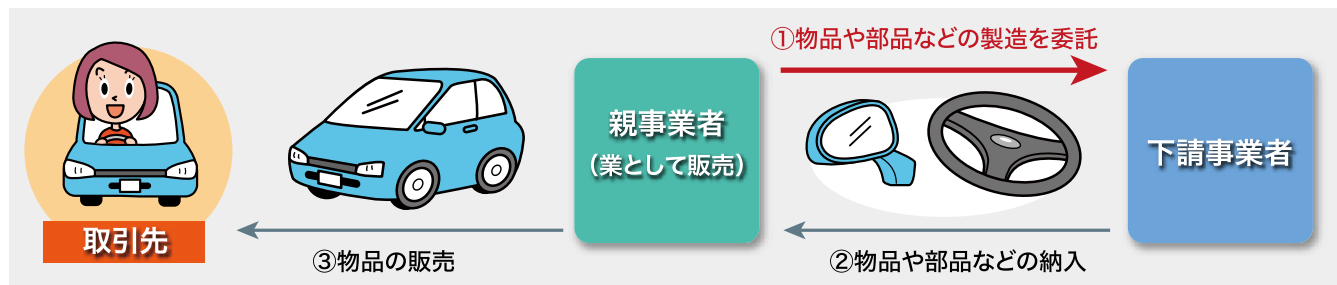
①製造委託

※ 資本金区分は7ページ参照

製造委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→部分が下請取引です。)

製造委託【類型1】

物品の販売を行っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者委託する場合。



例

- ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ・大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

製造委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者委託する場合。



例

- ・精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型3】

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者委託する場合。



※他の事業者から修理を委託される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。

例

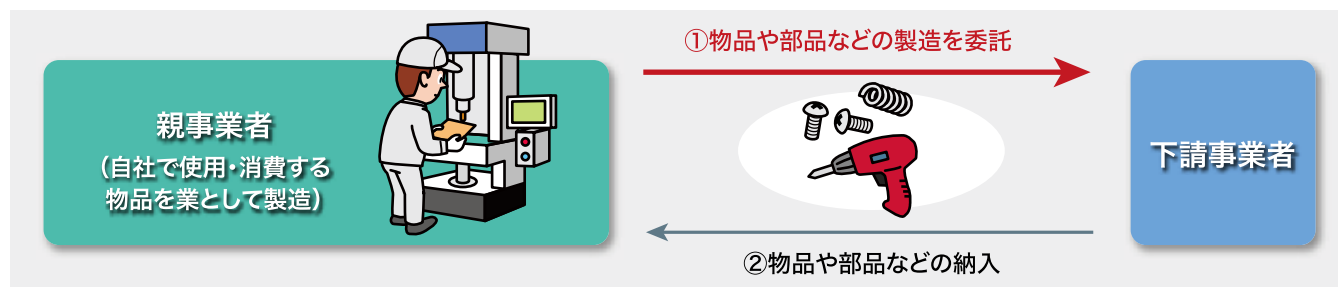
- ・家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

下請法の用語は、以下のように定義付けられています。

用語	定義
委託	物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。 こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれません。
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指します。

製造委託【類型 4】

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者委託する場合。



例 ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

② 修理委託

修理委託には次の2つのタイプ(類型1、類型2)があります(→ 部分が下請取引です。)

修理委託【類型 1】

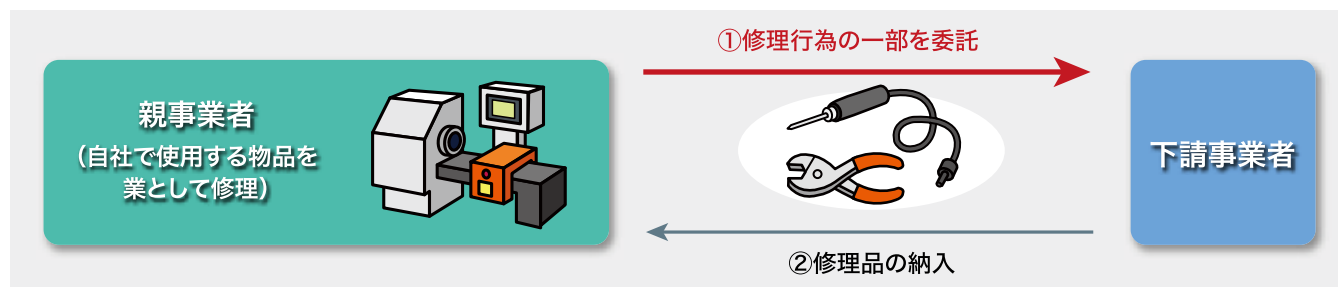
物品の修理を業として請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者委託する場合。



例 ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

修理委託【類型 2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者委託する場合。



例 ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

③ 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託には次の3つのタイプ(類型1～類型3)があります(→部分が下請取引です。)

情報成果物とは、次のものをいいます。

- プログラム(例:TVゲームソフト、会計ソフトなど)
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメーションなど)
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、ポスターのデザインなど)

情報成果物作成委託【類型1】

情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者_{親事業者}に委託する場合。

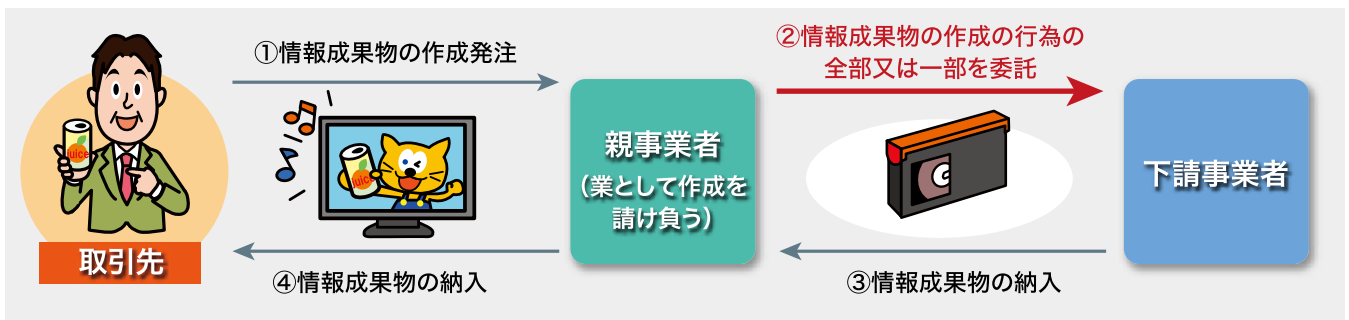


例

・ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに委託する場合。

情報成果物作成委託【類型2】

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者_{親事業者}に委託する場合。

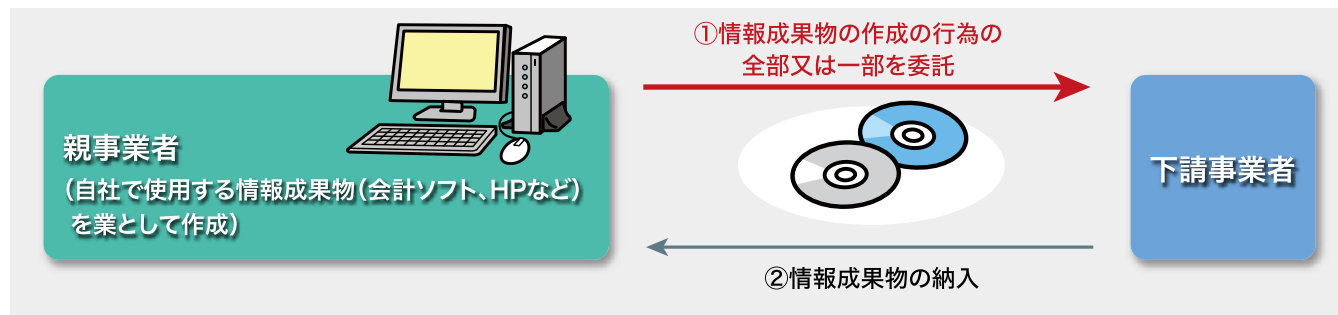


例

- ・広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
- ・アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
- ・建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

情報成果物作成委託【類型 3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



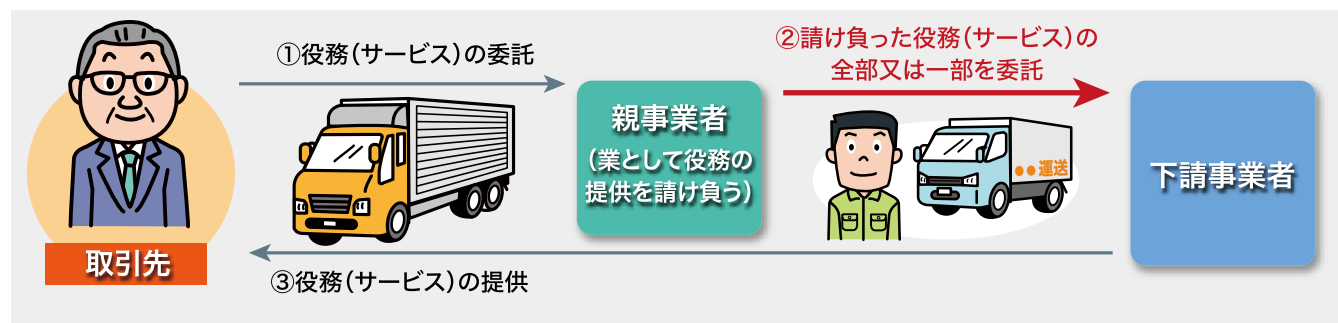
例 ・家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます(→ 部分が下請取引です)。

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



例 ・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者へ委託する場合。
 ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
 ・ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託する場合。

役務提供委託の注意点

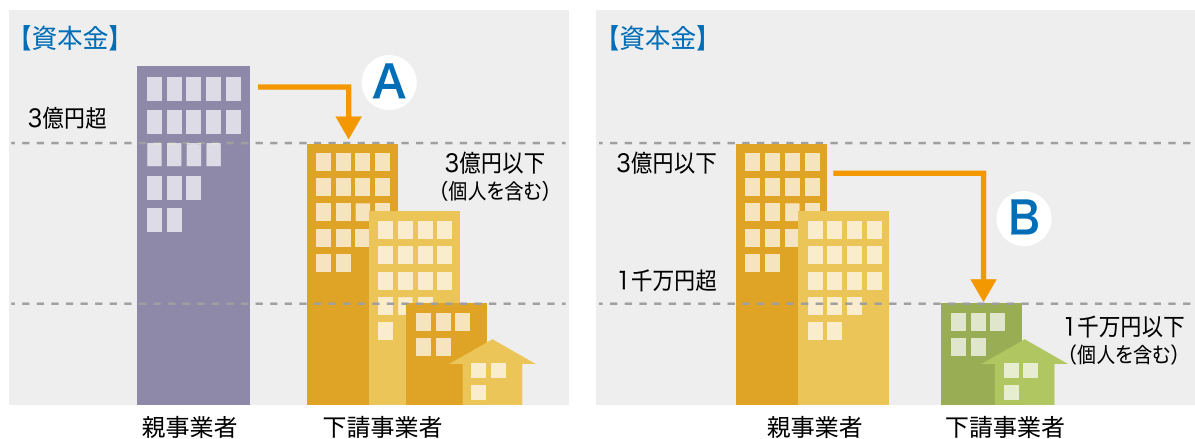
- ① 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。
- ② 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。

例えば、荷主から貨物運送の委託のみを請け負っており、貨物の梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要なために梱包作業を他の事業者へ委託に出す場合、この梱包作業を他の事業者へ委託する部分については下請法上の「役務提供委託」には該当しません。

資本金区分

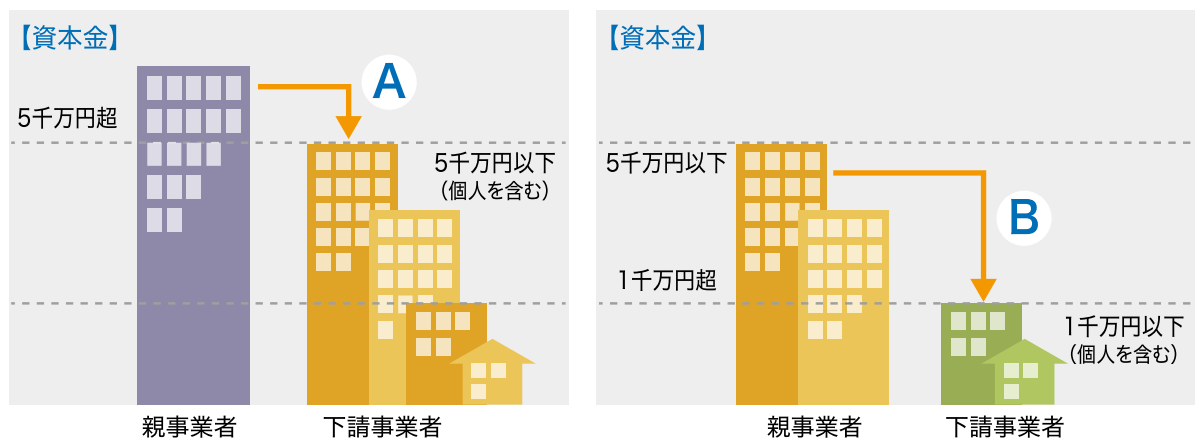
下請法では、取引を委託する事業者の資本金と受注する事業者の資本金によって、「親事業者」、「下請事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分(下記)に該当する場合、その取引は下請取引となります。

■ 製造委託・修理委託及び一部の情報成果物作成委託・役務提供委託*1



*1: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

■ 情報成果物作成委託・役務提供委託*2



*2: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

情報成果物作成委託と製造委託を同時に行う場合の資本金基準

例えば、取扱説明書の制作と印刷を併せて発注する場合、制作は「情報成果物作成委託」、印刷は「製造委託」に当たるため、それぞれの取引内容に応じた資本金区分で下請法の対象になるかを判断します。ただし、これらを一つの取引として発注する場合、どちらかの資本金区分に該当すれば、その取引全体が下請法の対象となります。

親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課せられています！

1. 発注書面を交付する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければなりません。

記載すべき事項は、次のとおりです。

- ① 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法

発注書面サンプル (規則で定める事項を1つの書式に含めた場合)

注 文 書

令和○年○月○日

○×株式会社 殿

株式会社△△△△

下記のとおり、発注いたします。

発注金額 円

納 期 : 令和○年○月○日
支 払 期 日 : 令和○年○月○日
検査完了期日 : 令和○年○月○日

納品場所: 弊社△△工場△△係
支払方法: 全額現金払い※

品名及び規格・仕様等	単価	数量	金額
		小計	
		消費税	
		合計	

※現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料は当社が負担します。

共通記載事項

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項（共通記載事項といいます。）に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、**発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」**ことなどを付記して発注書面との関連付けをする必要があります。

共通記載事項の例

○×株式会社 殿

令和○年○月○日

株式会社△△△△

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。

なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

1. 支払制度 納品毎月○日締切 翌月○日払
2. 支払方法 支払総額○円未満現金

○円以上

現金○%
手形○% 手形期間○日
一括決済方式○%
(金融機関名 決済は支払期日から起算して○日目)
電子記録債権○%
(電子記録債権の満期日○年○月○日)

3. 検査完了期日 納品後○日
4. 実施期間 令和○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間(新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以 上

算定方法による下請代金の額の記載

発注書面の必要記載事項である下請代金の額について、**具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある**場合は、次の要件を備えた**算定方法**による記載が認められています。

- ① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。

また、**下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに、下請事業者へ確定した金額を通知する必要があります。**

算定方法による場合の例

注 文 書

○×株式会社 御中

令和○年○月○日

株式会社△△△△

下記のとおり、発注いたします。

品名及び規格・仕様等

納 期 : 令和○年○月○日
納 品 場 所 : ○○株式会社●●課
支 払 期 日 : 令和○年○月○日 支払方法: 全額現金払い
検査完了期日 : 令和○年○月○日

※本注文書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

※代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。

別添: 作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例

パターン	内容等	単価
1	基本作業 ○○	円
2	ランクA技術者	1H 円
3	ランクB技術者	1H 円
4	ランクC技術者	1H 円

例外的な書面の交付方法

発注書面の必要記載事項のうち、その内容が定められない正当な理由がある場合には、その事項を記載せずに発注書面(当初書面)を交付することが認められます。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由**及び**内容を定めることとなる予定期日**を**当初書面に記載しなければなりません**。

また、当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面(補充書面)を交付する必要があります(当初書面と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにすること)。

当初書面の例

注 文 書		
○×株式会社 殿		令和○年○月○日 △△△△株式会社
給付の内容 品名 ○△◆ 詳細仕様は未定(後日交付する「○○仕様書」による。)		
納期 令和○年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 令和○年×月×日
下請代金額(円) ※未定	支払方法 現 金	支払期日 令和○年×月×日
未定の事項の内容が定められない理由 未定事項の内容を定めることとなる予定期日		:ユーザーの仕様が未定のため。 :令和○年○月○日

補充書面の例

注 文 書	
○×株式会社 殿	
令和○年○月○日 △△△△株式会社	
給付の内容 「○○仕様書」のとおり。	
下請代金額(円) 100,000円	
※本注文書は、令和○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。	

2. 取引に関する書類を作成・保存する義務

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の額など、**取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています。**

記録すべき事項は、次のとおりです。

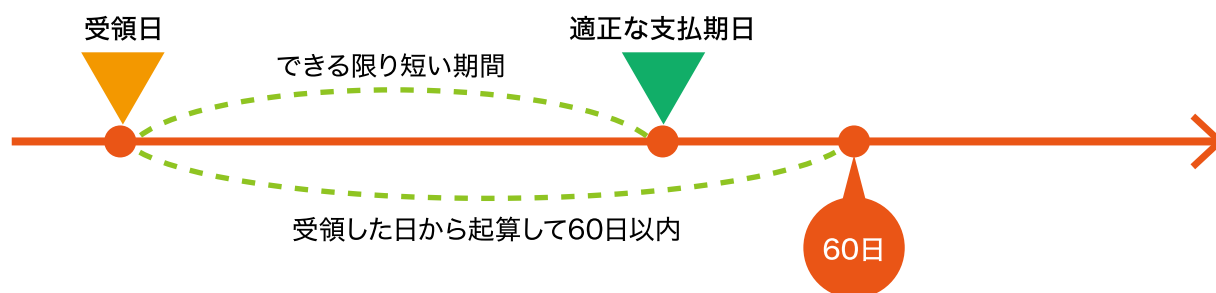
- 1 下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- 2 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- 3 下請事業者の給付の内容
- 4 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間)
- 5 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日(役務提供委託の場合は役務が提供された日・期間)
- 6 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- 7 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- 8 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- 9 下請代金の支払期日
- 10 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- 11 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- 12 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- 13 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- 14 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- 15 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- 16 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- 17 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

3. 支払期日を定める義務

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を**受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内**で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

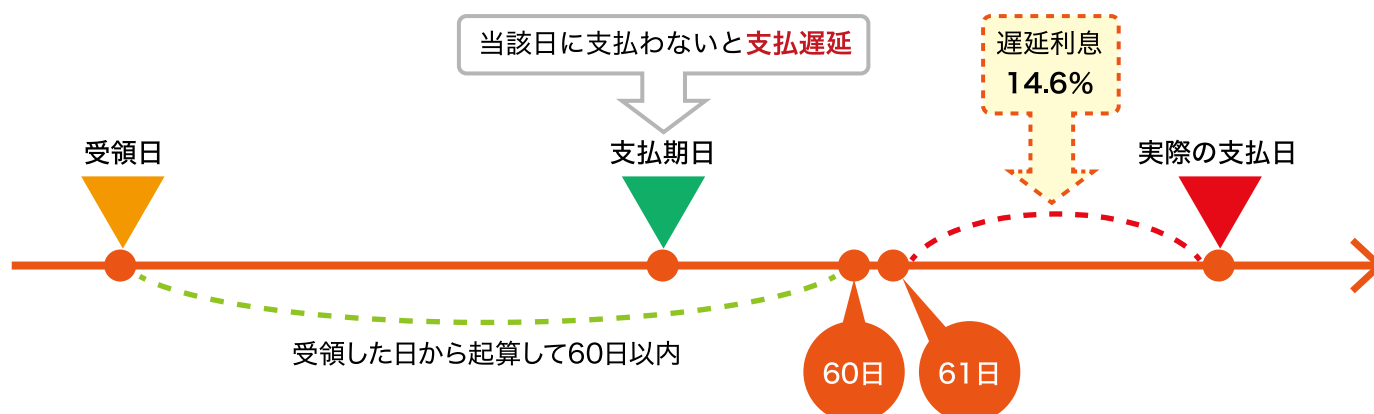


4. 遅延利息を支払う義務

親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**下請事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は排除されます。

注意！ 遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいというものではありません。

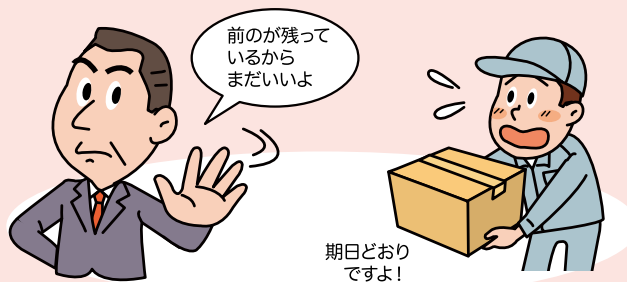


親事業者の禁止行為

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の11項目の禁止事項が定められています。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要です。

受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延期などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。



違反行為事例

スーパー

衣料品メーカー

在庫の余剰を理由に、発注した衣料品の一部をキャンセルし、受領しなかった。

金属製品メーカー

加工業者

取引先から納期変更を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者が加工した金属製品を受領しなかった。

生活用品卸売業者

生活用品メーカー

自社の倉庫に空きがなく受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

テレビ局

番組制作会社

下請事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のVTRテープを受領しなかった。

デパート・スーパー

食料品メーカー

下請事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、下請事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。親事業者は、納期遅れを理由に、下請事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

「受領」とは、下請事業者が納入したものを検査の有無に関わらず受け取る行為であって、親事業者が事実上支配下に置けば、受領したことになります。

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに下請代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。



違反行為事例

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて下請代金を支払っていた。

自動車機器メーカー



部品メーカー

毎月25日納品締切、翌々月5日支払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

一部の部品について、緊急時の受注に対応するためとして、常に一定量の部品を納入させ、使用した分についてのみ、下請代金の額として支払の対象とする使用高払方式を採っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

空調設備メーカー



修理業者

下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

電子機器メーカー



金型製造業者

下請事業者とあらかじめ合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

家電メーカー



部品メーカー

毎月末日納入締切、翌月末日支払とする支払制度を採っていたが、検査完了をもって納入があったものとみなし、当月末日までに納入されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納入があったものとして計上していたため、一部の給付に対する下請代金の支払が、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて支払われていた。

ソフトウェアメーカー

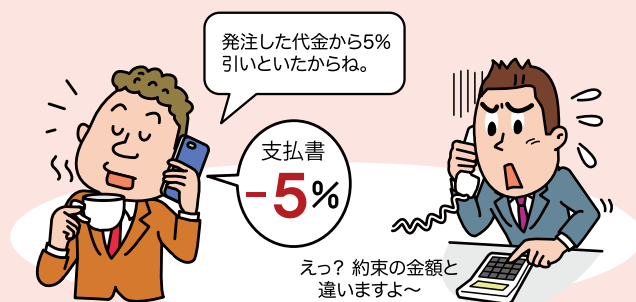


ソフトウェア開発者

ユーザー向けソフトウェアの開発を委託していたが、ユーザーからの入金が遅れていることを理由に、あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払っていなかった。

下請代金の減額

下請事業者には責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



違反行為事例

コンビニエンスストア本部

食料品メーカー

消費者に販売する食料品の製造を委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を6か月にわたって減額していた。

自動車メーカー

部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて下請代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー

デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、下請代金の額を減じていた。

船舶メーカー

船舶設計業者

下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。

スーパー

衣料品メーカー

既製服の製造を委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金から減じていた。

自動車販売業者

自動車修理業者

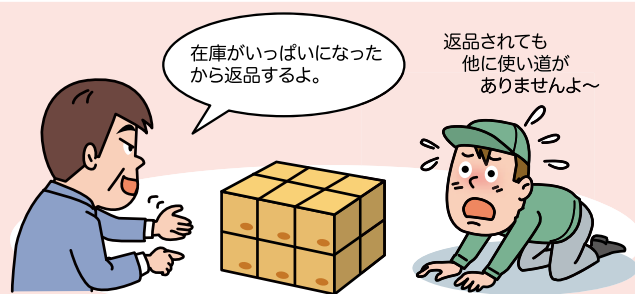
支払時に100円未満の端数を切り捨てることにより、下請代金の額を減じていた。

運送会社

運送会社

運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、下請代金から毀損額を上回る一定額を減じていた。

下請事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。



違反行為事例

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

家電メーカー



部品メーカー

納入された製品の受入検査を行っていないにも関わらず、下請事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由に返品していた。

土産品販売業者



食料品メーカー

売れ残った商品について賞味期限切れ等を理由に返品していた。

スポーツ用品小売業者



衣料品メーカー

自己のブランドを付した衣料品の製造を委託している下請事業者に、シーズン終了で売れ残った分を返品していた。

機械メーカー



部品メーカー

下請事業者から納入された機械部品を受領し、10か月後に瑕疵があるとの理由でこれを返品していた。

衣料品メーカー



染色加工業者

染加工を委託しているところ、納品したものを一旦受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、下請事業者に返品していた。

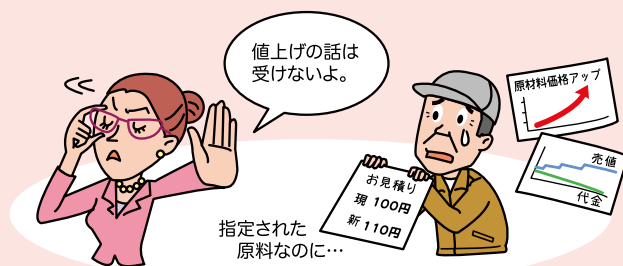
広告制作会社



広告制作会社

下請事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。下請代金は、下請事業者と事前に協議の上、定める必要があります。



違反行為事例

薬品販売会社

化学品メーカー

親事業者が使用することを指定した原材料の価格や労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から単価の引き上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置いた。

ビルメンテナンス業者

清掃業者

ビルオーナーからの清掃料金の引下げ要請があったことを理由に、下請事業者と協議することなく、一方的に、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

家電メーカー

部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

ソフトウェア販売業者

ソフトウェアメーカー

下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

自動車部品メーカー

部品メーカー

取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○%減」という自己の目標を達成するために、下請事業者に対して、半年毎に加工費の○%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

テレビ局

番組制作会社

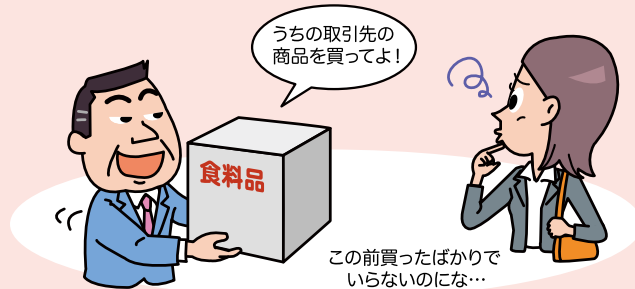
制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

運送会社

運送会社

従来運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

下請事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させることです。



違反行為事例

生活用品メーカー

生活用品加工業者

自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて、下請事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させていた。

自動車部品メーカー

部品メーカー

外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせていた。

ビルメンテナンス業者

ビル清掃業者

発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させていた。

テレビ局

番組制作会社

放送番組の制作を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットについて、あらかじめ下請事業者ごとに目標枚数を定めて割り振り、購入させていた。

冠婚葬祭業者

取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している下請事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

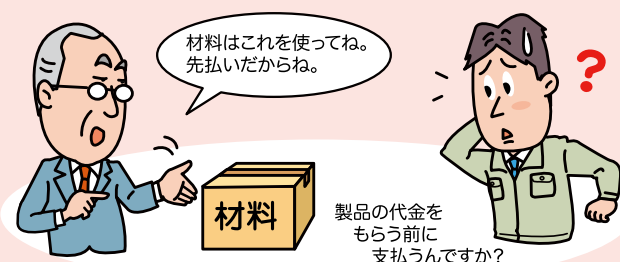
報復措置

親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取り扱いをすることです。



有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償支給する原材料等で、下請事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。



違反行為事例

食料品メーカー



食品加工業者

有償で支給している原材料の対価について、加工期間を考慮せずに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

金属メーカー

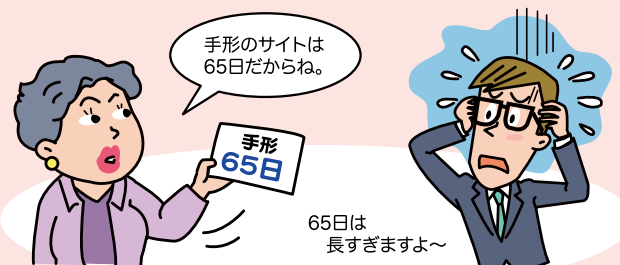


部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

割引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することです。*



違反行為事例

工業機械メーカー



部品メーカー

手形期間が60日を超える手形を交付していた。

※ 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出(令和6年4月30日)

手形を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間の基準について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきました。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とします。

これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導を行うこととします。

※ 指導基準の変更に伴い、手形等を下請代金の支払手段として用いる事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることや、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響に配慮することが重要であることから、公正取引委員会は中小企業庁との連名で、サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請しました。

不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。下請代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。



違反行為事例

食品小売業者



食料品メーカー

年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせていた。

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等は無償で保管させていた。

大規模小売業者



食料品メーカー

プライベートブランド商品の製造を委託しているところ、下請事業者に対し、店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させていた。

衣料品小売業者



衣料品メーカー

販売期間終了後、下請事業者が納品した衣料品の在庫商品の返品を行うに当たり、下請事業者に対し、返品に係る送料を負担させていた。(この場合、返品についても下請法に違反する。)

番組制作会社



番組制作会社

下請事業者との契約により、下請事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させていた。

運送会社



運送会社

貨物運送を委託している下請事業者に対し、当該下請事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせていた。

不当な給付内容の変更、やり直し

発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後やり直しや追加作業を行わせる場合に、下請事業者が作業に当たって負担する費用を親事業者が負担しないことです。



違反行為事例

自動車修理業者



修理業者

顧客から修理の依頼を取り消されたことを理由に、それまでに下請事業者が要した費用を負担することなく、発注を取り消していた。

機械部品メーカー



部品メーカー

当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、下請事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

工業用機械メーカー



金型製造業者

従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、無償でやり直しを求めている。

運送会社



運送会社

下請事業者が指定された時刻に親事業者の物流センターに到着したものの、親事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために下請事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

既に一定の仕様を示してソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、このため下請事業者が当初の指示に基づいて行った作業が無駄になったが、当初仕様に基づく作業は納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しなかった。

広告会社



ダイレクトメール発送業者

ダイレクトメールの封入等を委託するに当たり、下請事業者に十分な説明をしないまま作業を行わせ、後日、自社の都合で作業のやり直しをさせたにもかかわらず、変更に必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

親事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

違反行為を厳しく取り締まっています。

定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する定期調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の事業所等に赴くなどして、親事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

勧告の公表を行っています。

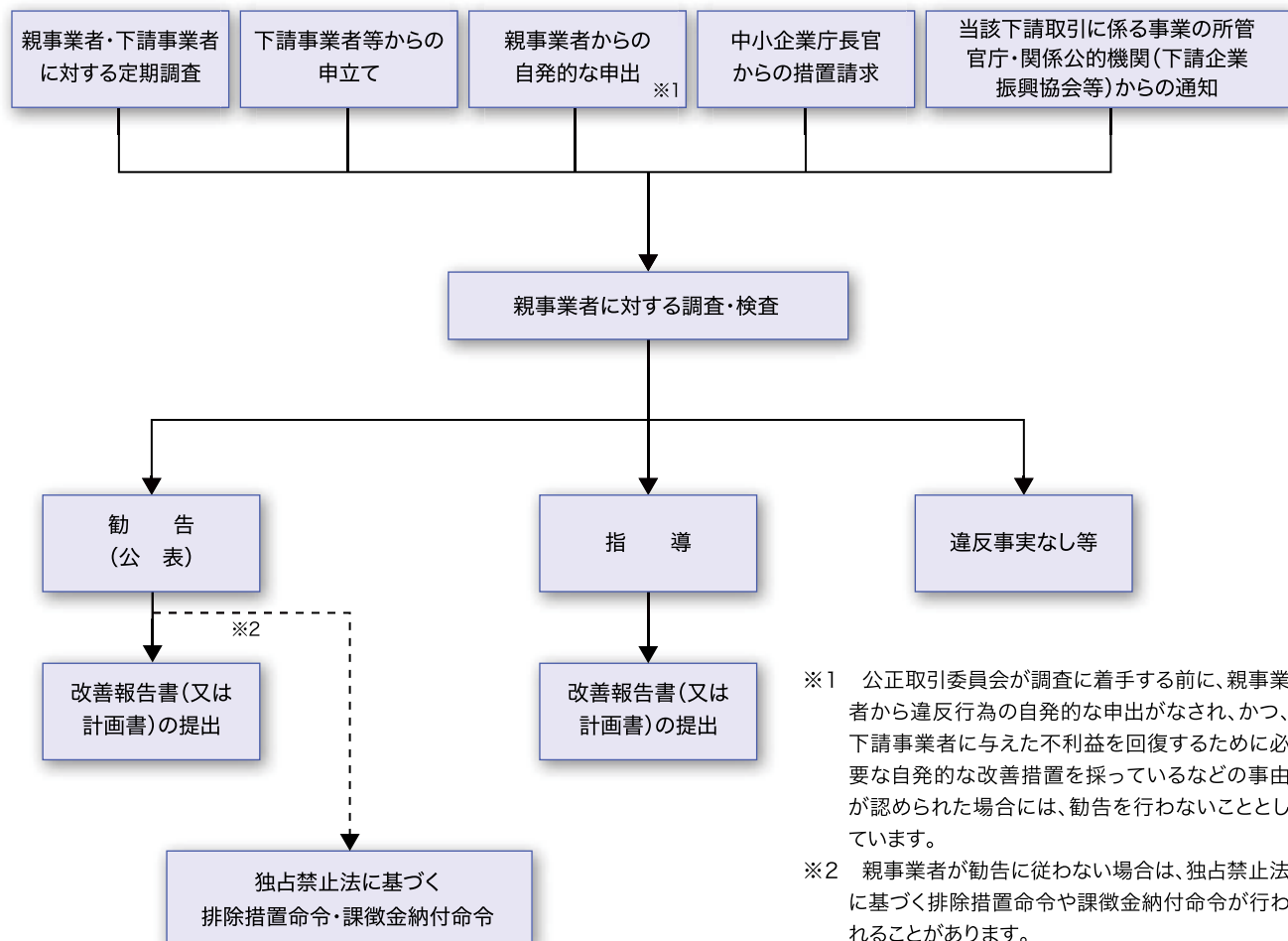
親事業者が下請法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして親事業者である会社も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等を記載した書面の交付義務違反
- 取引内容を記載した書類の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

下請法事件処理フローチャート



優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者^{※1}が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**^{※2}に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用

=

優越的地位

+

正常な商慣習に
照らして不当に

+

濫用行為

※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

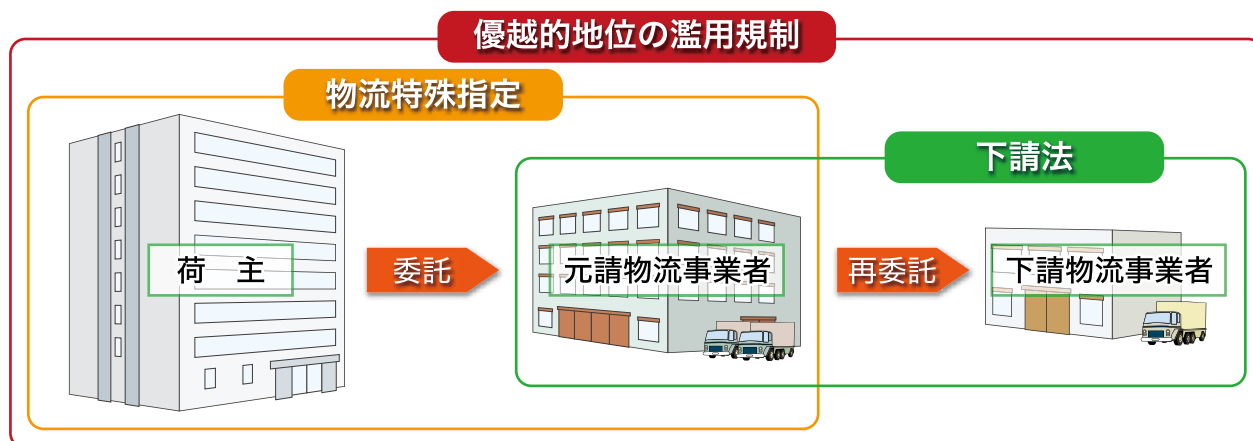
公正な競争を阻害するおそれ

物流特殊指定

物流特殊指定(正式名称:特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法)は、荷主(いわゆる真荷主。)と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示[※]です。

※ 独占禁止法は、公正かつ自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為を不正取引方法として禁止しています。物流特殊指定は、荷主と物流事業者との取引に適用される不正取引方法として、独占禁止法第2条第9項第6号に基づき、公正取引委員会が指定しています。

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、荷主と物流事業者との取引については物流特殊指定を運用し、また、物流事業者間の再委託取引については下請法を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に努めています。



下請代金支払遅延等防止法

(制定) 昭和 31 年 6 月 1 日法律第 120 号
(最終改正) 平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号

(目的)

第 1 条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前 3 号に掲げるもののほか、これらに類するもので政

令で定めるもの

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第 1 号及び第 2 号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え 3 億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第 1 号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第 3 号及び第 4 号において同じ。）をするもの

四 資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え 5000 万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下の法人たる事業者であつて、前項第 1 号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第 2 号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第 3 号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第 4 号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

9 資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超える法人た

る事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第7項第1号又は第2号に該当する者がそれぞれ前項第1号又は第2号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第7項第3号又は第4号に該当する者がそれぞれ前項第3号又は第4号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあっては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（下請代金の支払期日）

第2条の2 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

（書面の交付等）

第3条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（親事業者の遵守事項）

第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 七 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは第3号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第1号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。
- 二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
- 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（遅延利息）

第4条の2 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業

者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第6条 中小企業庁長官は、親事業者が第4条第1項第1号、第2号若しくは第7号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第3号から第6号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第2項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第7条 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第4条の2の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項第3号から第6号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第4条第2項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第8条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第20条及び第20条の6の規定は、公正取引委員会が前条第1項から第3項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従

つたときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

（報告及び検査）

第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第6条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項の規定による書面を交付しなかつたとき。

二 第5条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第11条 第9条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

**公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課**

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

**中小企業庁
事業環境部 取引課**

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
TEL 03(3501)1732(直)
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011(700)2251(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL 022(217)0411(直)

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048(600)0325(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2860(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06(6966)6037(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082(224)5745(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL 087(811)8564(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5450(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0035(直)

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル（通話料無料）

 **0120-418-618**



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

